

平成 16 年 4 月 1 日付け能発第 0401001 号
一部改正 平成 25 年 3 月 1 日付け能発 0301 第 1 号
一部改正 平成 26 年 3 月 11 日付け能発 0311 第 1 号
一部改正 平成 27 年 4 月 1 日付け能発 0401 第 5 号
一部改正 平成 29 年 2 月 28 日付け能発 0228 第 5 号
一部改正 令和 2 年 12 月 25 日付け能発 1225 第 3 号
別添 4

技能検定の受検資格又は技能検定試験の免除の認定に係る申請等要領

技能検定の受検資格又は技能検定試験の免除に係る訓練科の個別認定については、下記に定めるところによるものとする。

記

I 新規認定の申請

1 申請者

申請者は、都道府県、市町村、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する公共職業能力開発施設については、それぞれ、都道府県知事、市町村長、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長とする。

また、職業能力開発促進法第 24 条第 1 項又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第 4 条第 1 項の職業訓練の認定を受けた職業訓練（以下、それぞれ「認定職業訓練」、「求職者支援訓練」という。）については当該認定を受けた事業主等とする。

2 申請書類

申請に当たっては「技能検定受検資格（又は試験免除）認定申請書」（様式 1。以下「認定申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して行うこととする。

(1) 訓練科調査票（様式 2）

(2) 訓練科調査票以外に認定基準を満たしていることを証する書面（様式自由）

(3) 技能照査の出題範囲及び水準が具体的に分かる書面（様式自由）（試験免除の認定に係る申請のみ）

なお、既に開始されている訓練科について、過去に遡って認定を申請する場合にあっては、上記（1）～（3）の書類と併せて、次に掲げる書類を添付して行うこととする。

(4) 過去の訓練科のカリキュラムの変遷確認票（様式 5）

(5) 訓練科が開始された時点のカリキュラム

(6) 過去に変更された時点のカリキュラム（訓練科の開始時からカリキュラムが変更されている場合のみ）

3 申請書の提出

申請書は、認定職業訓練にあっては当該職業訓練施設の所在地を管轄する都道府県知事を経由して、それ以外の訓練にあっては直接に、厚生労働省人材開発統括官に提出することとする。

4 認定申請書の提出時期

認定申請書の提出時期は、当該申請に係る訓練科が訓練を開始する 2ヶ月前までとする。

ただし、求職者支援訓練については、求職者支援訓練として認定を受けた後、速やかに申請書を提出することで差し支えない。

II 認定事項の変更等

1 認定事項の変更

認定を受けている訓練科が以下に掲げる事項を変更した場合、当該認定を受けている者は認定事項変更届（様式 3）を提出しなければならない。なお、③から⑥までの事項を変更する場合は、認定事項変更届と併せて、上記 I の 2 の（1）訓練科調査票（変更前及び変更後のもの）を添付しなければならない。

① 職業能力開発施設の名称及び所在地

- ② 訓練過程及び訓練科名
- ③ 検定職種の内容を包含する教科の科目、科目の内容
- ④ 検定職種の内容を包含する時間及び総訓練時間
- ⑤ 対応する訓練科の内容を包含する教科の科目、科目の内容
- ⑥ 対応する訓練科の内容を包含する時間及び総訓練時間

2 認定事項の廃止

認定を受けている訓練科が廃止された場合、当該認定を受けている者は廃止届（様式4）に当該訓練科を廃止したことを証する書面（例：県広報の写し）を添えて提出しなければならない。

なお、技能検定試験に関する業務が指定試験機関により実施されることとなり、当該指定試験機関が実施することとなった検定職種に関して、当該指定試験機関が受検資格を定め、当該受検資格において専修学校及び各種学校について規則に定めるものに相当するものが定められた場合は、当該検定職種に係る認定を受けている専修学校等の認定は、廃止届を提出せずとも廃止することとする。また、別添1の巻末表1（1）により受検資格が認められた場合や、認定を受けている訓練科に係る検定職種が廃止された場合には、廃止届を提出せずとも当該認定は廃止することとする。

3 申請書等の提出

上記Ⅰの3に準じることとする。

4 認定事項変更届等の提出時期

認定事項変更届については、

- ・ 上記1の①及び②の事項を変更する場合は、変更後遅滞なく提出するものとする。
 - ・ 上記1の③から⑥までの事項を変更する場合は、変更する2ヶ月前までに提出するものとする。
- 廃止届については、当該訓練科が廃止された日以後遅滞なく提出するものとする。

5 認定の取消し

認定を受けている訓練科が次のいずれかに該当するときは当該認定を取り消すことがある。

- (1) 下記Ⅲの認定基準を満たさなくなったとき
- (2) 上記1の変更届又は上記2の廃止届を提出しなかったとき
- (3) 認定職業訓練又は求職者支援訓練にあつては職業訓練の認定を取り消され、又は廃止したとき

Ⅲ 認定基準

技能検定の受検資格及び技能検定試験の免除に係る認定の基準は次のとおりとする。

1 技能検定の受検資格に係る認定基準

新規又は変更の認定を受けようとする訓練科（以下「新規認定等希望訓練科」という。）は次号に掲げる訓練課程に応じ、当該各号に掲げる要件（短期課程の普通職業訓練にあつてはいずれかの要件）を満たすことを必要とする。

(1) 普通課程の普通職業訓練

以下の事項をいずれも満たすこと。

- ・ 教科の科目に「技能検定試験事務手引（都道府県及び都道府県職業能力開発協会関係）」巻末「表1 検定職種と訓練科及び免許職種の対応関係並びに検定職種と学科等の対応関係（1）、（2）」（以下「検定職種対応関係表」という。）の「個別に判断される基準」欄に掲げる試験科目を包含
- ・ 当該認定申請に係る検定職種の試験科目の内容を含んだ教科の科目の訓練時間の計が全訓練時間の3分の1以上又は258時間以上

(2) 短期課程の普通職業訓練

以下の事項をいずれも満たすこと。

- ① 訓練時間が700時間以上のものであること。
- ② 規則別表第4により行われる以外のものであること。
- ③ 以下のイ又はロを満たすこと。

イ 以下の事項をいずれも満たすこと。

- ・ 教科の科目に検定職種対応関係表の「個別に判断される基準」欄に掲げる試験科目を包含
- ・ 当該認定申請に係る検定職種の試験科目の内容を含んだ教科の科目の訓練時間の計が全訓練時間

の3分の1以上又は80時間以上

ロ 教科の科目に、検定職種対応関係表に掲げられた検定職種と対応関係にある訓練科（普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練に限る。）における教科の科目の内容が全て含まれており、かつ、当該内容を含むものの訓練時間の計が全訓練時間の3分の2以上又は160時間以上であること。

(3) 専門課程、特定専門課程、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練

以下の事項をいずれも満たすこと。

- ・ 教科の科目に検定職種対応関係表の「個別に判断される基準」欄に掲げる試験科目を包含
- ・ 当該認定申請に係る検定職種の試験科目の内容を含んだ教科の科目の訓練時間の計が全訓練時間の3分の1以上又は470時間以上

(4) 求職者支援訓練

訓練時間が700時間以上のものであり、かつ上記(2)③イ、ロに掲げる要件のいずれかを満たすこと。

2 技能検定試験の免除に係る認定基準

新規認定等希望訓練科は次号に掲げる訓練課程に応じ、当該各号に掲げる要件のいずれも満たすことを必要とする。

(1) 普通課程の普通職業訓練

① 学科に係る教科の科目は、当該検定職種の学科試験のすべての試験科目及びその範囲（等級に区分される職種の場合は規則別表第13に示されるもの、等級に区分されない職種の場合は規則別表第13の5に示されるもの、さらに、選択科目の存在する職種のときはすべての選択科目に係るもの）の内容を含んでおり、かつ、当該内容を含むものの訓練時間の計が学科に係る全訓練時間の概ね5分の3以上又は168時間以上であること。

② 当該実施される訓練科の技能照査の学科試験の水準が、当該検定職種の学科試験と同等以上であること。

(2) 専門課程の高度職業訓練

① 学科に係る教科の科目は、当該検定職種の学科試験のすべての試験科目及びその範囲（等級に区分される職種の場合は規則別表第12に示されるもの、等級に区分されない職種の場合は規則別表第13の5に示されるもの、さらに、選択科目の存在する職種のときはすべての選択科目に係るもの）の内容を含んでおり、かつ、当該内容を含むものの訓練時間の計が学科に係る全訓練時間の概ね5分の3以上又は399時間以上であること。

② 当該実施される訓練科の技能照査の学科試験の水準が、当該検定職種の学科試験と同等以上であること。

様式 1 年 月 日

厚生労働省人材開発統括官 殿

申請者の所在地
申請者

受検資格
技能検定 認定申請書
試験免除

下記訓練科について、職業能力開発促進法施行規則第64条の2、第64条の3及び第64条の6又は第65条に定める技能検定の受検資格又は技能検定試験の免除の認定を受けたいので申請します。

記

1 対象となる職業能力開発施設の名称及び所在地

2 技能検定の受検資格又は技能検定試験の免除の認定を受けたい訓練科の概要

	訓練課程名	職業訓練の種類	訓練科名	訓練期間	総訓練時間	訓練開始年月日	訓練定員	受検資格希望の検定職種名	免除希望の検定職種名
(1)									
(2)									

3 訓練科ごとの教科の科目、科目の内容及び訓練時間別添（様式2）に示すとおり。

様式 2 (認定基準(1)-(2)以外に係るもの)
課程 訓練 科

認定を受けようとする検定職種名

教科の科目名	科目の内容	訓練時間	検定職種の試験科目	内容を包含する時間
学科の科目				
	専門学科の科目の総訓練時間			
実技の科目				
学科及び実技の科目の総訓練時間		(%)		

(注) 1 技能検定試験の免除の申請の場合は「検定職種の試験科目」に加え、「その範囲」を示すこと。
2 「学科及び実技の科目の総訓練時間」の欄に示す(%)は内容を包含する教科の科目の時間数の割合を示すこと。
3 専門学科の科目の総訓練時間は、免除を希望する場合のみ記すこと。
4 普通課程又は専門課程については、規則別表に定められている教科の科目以外の追加された教科の科目に下線を引くこと。
5 訓練期間が2年以上の訓練については、年度毎に区別して記入する必要はないこと。

様式 2 (認定基準1-(2)に係るもの)
短期課程 訓練 科

対応する規則別表により行われる訓練科

教科の科目名	科目の内容	訓練時間	対応する訓練科の教科科目	内容を包含する時間
学科の科目				
実技の科目				
学科及び実技の科目の総訓練時間		(%)		

(注) 「学科及び実技の科目の総訓練時間」の欄に示す(%)は内容を包含する教科の科目の時間数の割合を示すこと。

様式 3

年 月 日

厚生労働省人材開発統括官 殿

申請者の所在地
申請者

認定事項変更届

職業能力開発促進法施行規則第64条の2、第64条の3及び第64条の6又は第65条に定める技能検定の受検資格又は技能検定試験の免除の認定を受けた訓練科の申請事項について、その一部を変更したので届け出ます。

記

- 対象となる職業能力開発施設の名称及び所在地
- 既に認定を受けている訓練課程名、職業訓練の種類、訓練科名、認定の種類及び検定職種並びに認定年月日
- 変更事項
- 変更年月日
- 変更事由

様式 4

年 月 日

厚生労働省人材開発統括官 殿

申請者の所在地
申請者

廃止届

職業能力開発促進法施行規則第64条の2、第64条の3及び第64条の6又は第65条に定める技能検定の受検資格又は技能検定試験の免除の認定を受けた訓練科について廃止しましたので届け出ます。

記

- 対象となる職業能力開発施設の名称及び所在地
- 既に認定を受けている訓練課程名、職業訓練の種類、訓練科名、認定の種類及び検定職種並びに認定年月日
- 廃止訓練課程名、職業訓練の種類、訓練科名、認定の種類及び検定職種
- 廃止年月日
- 廃止事由

様式 5 (認定基準 1-(2) 以外に係るもの)

		課程		訓練		科		受検資格希望の検定職種名：							
資料番号	年月日	学科の科目				実技の科目				学科及び実技の総訓練時間	うち内容を包含する時間	認定要件を満たしていることの説明			
		教科の科目名	科目の内容	訓練時間	検定職種の試験科目	検定職種の試験科目の内容を包含する時間	教科の科目名	科目の内容	訓練時間				検定職種の試験科目	検定職種の試験科目の内容を包含する時間	
1															
2															
3															
4															

(注) 1 訓練科の科目に変更があった場合、全ての科目を記載すること
 2 「資料番号」に対応するカリキュラムを別紙として添付すること
 3 変更があった箇所はセルを着色すること

様式 5 (認定基準 1-(2) に係るもの)

		課程		訓練		科		受検資格希望の検定職種名：							
資料番号	年月日	学科の科目				実技の科目				学科及び実技の全訓練時間	うち訓練科の教科の内容を包含する時間	認定要件を満たしていることの説明			
		教科の科目名	科目の内容	訓練時間	対応する訓練科の教科の科目	訓練科の教科の科目の内容を包含する時間	教科の科目名	科目の内容	訓練時間				対応する訓練科の教科の科目	訓練科の教科の科目の内容を包含する時間	
1															
2															
3															
4															

(注) 1 訓練科の科目に変更があった場合、全ての科目を記載すること
 2 「資料番号」に対応するカリキュラムを別紙として添付すること
 3 変更があった箇所はセルを着色すること